

別紙様式 6

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書 (台湾用)  
 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書 (台湾用)

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年 月 日  国税庁長官 殿	届出法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連	納税地	〒 ー		
	結体	(フリガナ) 代表者氏名			
	親法	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
	法人	責任者氏名	電話 ( ) ー (内線 )		
	人	事業種目		資本金	百万円
		連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日		

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況	申立法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連	本店又は主たる事務所の所在地	〒 ー ( 局 署)		
	結体	(フリガナ) 代表者氏名			
	法法	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) ー		
	人人	事業種目		資本金	百万円
		相互協議申立書提出年月日	年 月 日		
		相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
	国外関係者等	名称			
		本店所在地等			
		申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係			

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名	
-------	--

※相互協議室処理欄	整理番号		備考	
-----------	------	--	----	--

連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）又は  
連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）の記載要領

- 1 この届出書は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第24条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換（以下「相互協議」といいます。）についての申立てを内国法人又は連結法人が行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。
- 2 この届出書は、「相互協議申立書（台湾用）」を提出した法人が連結法人となった場合、又は「相互協議申立書（台湾用）」を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また「相互協議申立書（台湾用）」を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに1部提出してください。
- 3 記載上の注意事項
  - (1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）」又は「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書（台湾用）」については、該当するいずれかの口に「レ」印等を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の口に「レ」印等を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載してください。
  - (2) 「相互協議申立書（台湾用）」を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「連結親法人」に「レ」印等を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「連結法人」に「レ」印等を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。
  - (3) 「相互協議申立書（台湾用）」を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「単体法人」に「レ」印等を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「連結法人」に「レ」印等を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。
- 4 その他  
相互協議は、平成29年1月31日付官協8-1他7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも閲覧できます。